【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年1月30日

【四半期会計期間】 第70期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】日本アビオニクス株式会社【英訳名】Nippon Avionics Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】代表取締役執行役員社長竹内正人【本店の所在の場所】東京都品川区西五反田八丁目1番5号【電話番号】東京(03)5436-0600(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画本部長 榎本 実

【最寄りの連絡場所】東京都品川区西五反田八丁目1番5号【電話番号】東京(03)5436-0600(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画本部長 榎本 実 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第69期 第 3 四半期 連結累計期間	第70期 第 3 四半期 連結累計期間	第69期
会計期間		自2018年4月1日 至2018年12月31日	自2019年4月1日 至2019年12月31日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高	(百万円)	11,992	11,324	17,460
経常損失()	(百万円)	791	601	155
親会社株主に帰属する四半期純 損失()又は親会社株主に帰 属する当期純利益	(百万円)	1,101	635	22
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,082	493	48
純資産	(百万円)	7,898	8,535	9,029
総資産	(百万円)	25,655	23,702	26,492
1株当たり四半期純損失() 又は1株当たり当期純利益	(円)	390.14	225.15	7.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	5.68
自己資本比率	(%)	30.8	36.0	34.1

回次	第69期 第3四半期 連結会計期間	第70期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自2018年10月 1 日 至2018年12月31日	自2019年10月 1 日 至2019年12月31日
1株当たり四半期純損失() (円)	105.19	84.24

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.売上高は、消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)抜きの価格で表示しております。
 - 3.第69期第3四半期連結累計期間及び第70期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、 重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

2019年7月31日及び2019年12月19日付で公表されたNAJホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付け(以下本項及び「第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等」において「本公開買付け」という。)に関し、2020年1月27日付「NAJホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動のお知らせ」において公表しているとおり、日本電気株式会社(以下本項において「NEC」という。)は、その保有する当社普通株式の全部について本公開買付けに応募したことから、当社は2020年1月31日付(決済予定日)でNECの連結子会社ではなくなる予定です。もっとも、当社は、本公開買付け後もNECグループとのパートナーシップを維持する方針であり、NECとの間で、2019年7月31日付で取引継続に関する覚書及び継続的連携に関する覚書を締結したことから、本公開買付けにより当社がNECの連結子会社ではなくなることが、当社企業グループの業績及び財務状況に直ちに重大な悪影響を及ぼすとは想定しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くものの、消費税率引き上げによる消費者マインドへの影響や、米中貿易摩擦、中国経済動向、更には英国EU離脱など世界経済においては様々な不確実性があり、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような事業環境において、当第3四半期連結累計期間における売上高は、情報システムは増加したものの電子機器の減少及び前連結会計年度においてプリント配線板(前年同期売上高3億20百万円)が事業終息したことから、前年同四半期比6億67百万円減少の113億24百万円(前年同四半期比5.6%減)となりました。

損益は、売上高は減少したものの、原価改善及び諸経費削減に努めたことから、営業損益は前年同四半期比1 億69百万円改善の5億68百万円の損失、経常損益は前年同四半期比1億90百万円改善の6億1百万円の損失となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純損益は、営業損益及び経常損益の改善に加え、法人税等が前年同四半期に比べ減少したことから、前年同四半期比4億65百万円改善の6億35百万円の損失となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「情報システム」

情報システムは、防衛省の国内調達が低調に推移している影響がある中で、表示・音響関連装置が堅調に推移し、売上高は増加しました。セグメント損益は、売上高の増加、前年同期にあった不採算案件の減少に加え、原価低減活動の推進により改善しました。

この部門の当期の売上高は、82億31百万円(前年同四半期比8.7%増)となりました。セグメント損益は、前年同四半期比3億18百万円改善の1億92百万円の損失となりました。

「電子機器」

電子機器は、接合機器は第3四半期になり海外向け受注高の増加により受注残高は積み上がっているものの、第2四半期累計でのスマートフォン等の情報機器向けの低迷により売上高は減少しました。赤外線機器は景気の不透明感による設備投資の先送りが顕在化する中で、特殊計測用等は堅調であるものの、プラント防災監視用の低迷により売上高は減少しました。セグメント損益は、原価改善、諸経費削減に努めたものの、売上高の減少により悪化しました。

この部門の当期の売上高は、30億92百万円(前年同四半期比24.5%減)となりました。セグメント損益は、前年同四半期比2億39百万円悪化の3億75百万円の損失となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来報告セグメントとして開示しておりました「プリント配線板」は、前連結会計年度における事業終息に伴い、廃止しております。

財政状態

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ27億89百万円減少し、237億2百万円となりました。これは主に現金及び預金が14億25百万円、受取手形及び売掛金が19億60百万円減少したためであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ22億95百万円減少し、151億66百万円となりました。これは主に支払手 形及び買掛金が6億22百万円減少したためであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ4億93百万円減少し、85億35百万円となりました。これは主に親会社 株主に帰属する四半期純損失を6億35百万円計上したためであります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社企業グループの研究開発費総額は2億20百万円であります。 なお、当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、2019年7月31日付で、NECとの間で、取引継続に関する覚書及び継続的連携に関する覚書を締結しました。

(1)取引継続に関する覚書

本公開買付けに際し、当社は、NECとの間で、当社とNECグループとのパートナーシップを維持することを目的として、当社とNECグループとの間の取引継続に関する覚書を締結しました。取引継続に関する覚書においては、 当社の情報システム事業に関する製品のうち、取引継続に関する覚書の締結日時点でNECからの発注に基づき当社がNECグループに対し供給している製品について、原則として、NECは、当社に継続して発注するものとし、当社はNECグループに対し継続供給を行うこと、 NECグループにおいて上記 の製品以外に当社の情報システム事業に関する新たな製品の発注の必要が生じた場合、原則として、NECは、当社に対し、当該製品の受注に向けた提案を行う機会をこれまで同様に付与すること等を合意しています。

なお、取引継続に関する覚書の当初有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までであり、その後は3年ごとの自動更新とされています。

(2)継続的連携に関する覚書

本公開買付けに際し、当社は、NECとの間で、本公開買付けに伴うITシステムの取扱い、人事交流等に関する両社間の継続的連携を目的として、継続的連携に関する覚書を締結しました。継続的連携に関する覚書においては、当社のITシステムをNECグループのITシステムから切り離し、当社独自のITシステムを構築するために必要な手続内容、同覚書締結日以前と同等の人事交流の継続、当社がNECの連結子会社でなくなってから1年が経過するまでの期間におけるNECグループの確定拠出年金、健康保険組合等への継続加入等を合意しています。

なお、継続的連携に関する覚書の有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までとされております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	7,600,000	
第 1 種優先株式	4,000,000	
第 2 種優先株式	1,500,000	
計	8,000,000(注)	

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式7,600,000株、第1種優先株式4,000,000株及び第2種優先株式 1,500,000株であり、合計は13,100,000株となりますが、発行可能株式総数は、8,000,000株とする旨を定款に 規定しております。

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年1月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,830,000	2,830,000	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 100株
第 1 種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	800,000	800,000	非上場	単元株式数 100株 (注) 1、2、3、 7
第2種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	1,500,000	1,500,000	非上場	単元株式数 100株 (注) 4、5、6、 7
計	5,130,000	5,130,000	-	-

(注)

- 1.第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
 - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準:下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値 修正の頻度:毎年4月1日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限:1,130円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限:

707,964株(2019年12月31日現在における第1種優先株式の発行済株式総数800,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の25.0%)

- (4) 当社の決定により第1種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。
- 2.第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 取決めはありません。
 - (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容取決めはありません。

- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項 取決めはありません。
- 3.第1種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 議決権

後記(2) に定める第1種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

優先配当金

当会社は、定款に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第 1種優先株式を有する株主(以下、「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録質権者 (以下、「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される利益配当金(以下、「第1種優先株式配当金」という。)を支払うものとする。ただし、当該事業年度において下記に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。

優先配当金の額

第1種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第1種優先株式配当金は、 円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先 株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第 1 種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.0%)

「日本円TIBOR」とは、2003年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年4月1日(以下第1種優先株式配当算出基準日という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次回の第1種優先株式配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第1種優先株式配当算出基準日とする。第1種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。

優先中間配当金の額

1株当たりの優先中間配当金の額は、第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額とする。

当会社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額(以下、「第1種優先株式中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当会社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し1株につき 1,000円を普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当会社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。 また、当会社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける 権利を与えない。

(5) 取得請求権

第1種優先株主は、2006年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間(以下、「取得請求可能期間」という。)において、繰越利益剰余金の当期末残高から、当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、当会社が下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。当会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当会社は、2006年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当会社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することがで きる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利

第1種優先株主は、2010年4月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当会社に対して、普通株式の 交付と引き換えに取得を請求(以下、「第1種転換請求」という。)することができる。

当初転換価額

当初転換価額は、2010年4月1日における普通株式の時価とする。当該時価が113円(以下、「第1種下限転換価額」という。)を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記 に規定の転換価額の調整の要因が2010年4月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記 の規定に準じて同様な調整をするものとする。なお、2017年10月1日付の株式併合にともなう調整後下限転換価額は、後記7.(2)のとおり調整された。

上記「時価」とは、2010年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

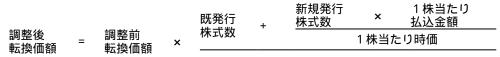
転換価額の修正

転換価額は、2011年4月1日以降毎年4月1日(以下、「第1種転換価額修正日」という。)における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記 の規定の第1種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が第1種転換価額修正日までに、下記 により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各第1種転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の調整

第1種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。



既発行株式数 + 新規発行株式数

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第1種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換価額

発行株式数算出にあたって 1 株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無 会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

- 4 . 第2種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
 - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準:下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値 修正の頻度:2018年以降毎年10月1日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限取得価額の下限:690円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限:

2,173,913株(2019年12月31日現在における第2種優先株式の発行済株式総数1,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の76.8%)

- (4) 当社の決定により第2種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。
- 5.第2種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 取決めはありません。
 - (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容取決めはありません。
 - (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項取決めはありません。
- 6.第2種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 議決権

後記(2) に定める第2種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

優先配当金

当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された当会社普通株式を有する株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される剰余金(以下、「第2種優先株式配当金」という。)を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記 に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

優先配当金の額

第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、 円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先 株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第2種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)

「日本円TIBOR」とは、2012年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年10月1日(以下、「第2種優先株式配当算出基準日」という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次回の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である2012年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。

優先中間配当金の額

当会社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下、「第2種優先株式中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当会社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し1株につき 1,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行 わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当会社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。 また、当会社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける 権利を与えない。

(5) 取得請求権

第2種優先株主は、2015年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下、「取得請求日」という。)において、当会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社の普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式に対してすでに支払われたか、当会社が支払う決定を行った配当金の合計額並びに(ii)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社が前記3.(6)に定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。当会社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当会社は、2015年7月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当会社は、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当会社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することがで きる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

第2種優先株主は、2017年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当会社に対して、普通株式の 交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求(以下、「第2種転換請求」という。)することができ る。

当初転換価額

当初転換価額は、2017年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が690円(以下、「第2種下限転換価額」という。)を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記 に規定の転換価額の調整の要因が2017年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記 の規定に準じて同様な調整をするものとする。なお、2017年10月1日付の株式併合にともなう調整後下限転換価額は、後記7.(2)のとおり調整された。

上記「時価」とは、2017年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の修正

転換価額は、2018年10月1日以降毎年10月1日(以下、「第2種転換価額修正日」という。)における 普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記 の規定の第2種下限転換価額を下回る場合 には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が第2種転換価額修正日まで に、下記 により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、各第2種転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取 引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない 日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。 転換価額の調整

第2種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式 を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。



既発行株式数 + 新規発行株式数

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引き換えに 転換請求に係る第2種優先株式の数に第2種優先株式1株当 たりの払込金額相当額を乗じて得られる額 転換価額

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無 会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。
- (10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

7.2017年6月23日開催の第67期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に基づき、普通株式につき10株を1株の割合で併合を行っておりますので、この株式併合の効力発生日(2017年10月1日)をもって、第1種優先株式及び第2種優先株式の転換価額及び下限転換価額を次のとおり調整しております。

(1)転換価額

第1種優先株式の修正転換価額

第1種優先株式発行要項に従い計算される2017年4月1日における普通株式の時価(当該時価が113円を下回る場合には、113円)に10を乗じた額としております。

第2種優先株式の当初転換価額

定款及び第2種優先株式発行要項に従い計算される2017年10月1日における普通株式の時価(当該時価が69円を下回る場合には、69円)に10を乗じた額としております。

(2)下限転換価額

各優先株式の下限転換価額は次のとおり調整しております。

株式名	調整前下限転換価額 (2017年9月30日まで)	調整後下限転換価額 (2017年10月1日以降)
日本アビオニクス株式会社第 1 種 優 先 株 式	113円	1,130円
日本アビオニクス株式会社 第 2 種 優 先 株 式	69円	690円

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年10月1日~ 2019年12月31日	-	5,130,000	-	5,895	-	-

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

なお、NAJホールディングス株式会社が2019年12月20日から2020年1月24日まで実施していた当社普通株式に対する公開買付けの結果、2020年1月31日をもって同社が当社の親会社及び主要株主である筆頭株主になる見込みとなりました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)		株式数(株)		議決権の数(個)	内容
4m ÷ ± `+ ↓ 4c ↓ 4+ → + `	第1種優先株式	800,000	-	(S +) 1		
無議決権株式	第2種優先株式	1,500,000	-	(注) 1		
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-		
議決権制限株式(その他)		-	-	-		
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	6,000	-	-		
完全議決権株式(その他)	普通株式	2,815,800	28,158	-		
単元未満株式	普通株式	8,200	-	(注) 2		
発行済株式総数		5,130,000	-	(注) 1		
総株主の議決権		-	28,158	-		

- (注)1.内容は、「1.株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
 - 2.「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が52株含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本アビオニクス(株)	東京都品川区西五反田八丁目1番5号	6,000	-	6,000	0.12
計	-	6,000	-	6,000	0.12

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,217	1,791
受取手形及び売掛金	11,753	9,792
たな卸資産	3,813	4,244
その他	190	195
流動資産合計	18,974	16,024
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	640	601
土地	3,851	3,851
その他(純額)	180	206
有形固定資産合計	4,672	4,660
無形固定資産	109	108
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	2,628	2,805
その他	136	122
貸倒引当金	29	18
投資その他の資産合計	2,734	2,909
固定資産合計	7,517	7,678
資産合計	26,492	23,702

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,553	2,930
短期借入金	2,700	3,150
未払法人税等	71	24
賞与引当金	362	352
工事損失引当金	6	3
製品保証引当金	88	89
事業移管損失引当金	82	60
その他	2,736	1,491
流動負債合計	9,600	8,101
固定負債		
長期借入金	2,640	2,150
繰延税金負債	516	588
再評価に係る繰延税金負債	994	994
退職給付に係る負債	3,430	3,307
その他	280	24
固定負債合計	7,862	7,065
負債合計	17,462	15,166
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,895	5,895
利益剰余金	348	286
自己株式	15	15
株主資本合計	6,229	5,593
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
土地再評価差額金	2,253	2,253
退職給付に係る調整累計額	546	689
その他の包括利益累計額合計	2,800	2,942
純資産合計	9,029	8,535
負債純資産合計	26,492	23,702

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)
売上高	11,992	11,324
売上原価	9,661	8,917
売上総利益	2,330	2,406
販売費及び一般管理費	3,069	2,975
営業損失()	738	568
営業外収益		
受取手数料	4	3
技術指導料	4	6
その他	41	4
営業外収益合計	50	14
営業外費用		
支払利息	47	37
その他	56	8
営業外費用合計	103	46
経常損失()	791	601
特別損失		
減損損失	-	9
固定資産除却損	20	0
事務所移転費用	35	-
特別損失合計	55	9
税金等調整前四半期純損失()	847	610
法人税等	254	25
四半期純損失()	1,101	635
親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,101	635

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

		(
	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純損失()	1,101	635
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	0
退職給付に係る調整額	19	142
その他の包括利益合計	19	142
四半期包括利益	1,082	493
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,082	493
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当第3四半期連結会計期間
	(2019年 3 月31日)	(2019年12月31日)
受取手形	- 百万円	10百万円
支払手形	48	47

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

•		
	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)
減価償却費	286百万円	

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

 配当に関する事項 該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2018年6月26日開催の第68期定時株主総会の決議により、2018年6月27日付で、資本準備金750百万円の全額及び利益準備金77百万円の全額を減少し、その同額をその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えております。さらに、資本準備金振替後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えております。

なお、本件は株主資本における勘定科目の振替処理であり、当社の株主資本の合計額に変動はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

- 配当に関する事項 該当事項はありません。
- 2. 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

				(+12:17)
	情報システム	電子機器	プリント 配線板	合計
売上高				
外部顧客への売上高	7,574	4,097	320	11,992
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	7,574	4,097	320	11,992
セグメント損失()	510	136	90	738

(注)セグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	情報システム	電子機器	合計
売上高			
外部顧客への売上高	8,231	3,092	11,324
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	8,231	3,092	11,324
セグメント損失()	192	375	568

- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 重要な減損損失はありません。
- 3.報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、従来報告セグメントとして開示しておりました「プリント配線板」は、前連結会計年度における事業終息に伴い、廃止しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1 株当たり四半期純損失()	390.14円	225.15円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	1,101	635
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(百万円)	1,101	635
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,824	2,823

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失である ため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(NAJホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けについて)

当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、日本産業パートナーズ株式会社の完全子会社である日本産業第5号GP株式会社によって管理・運営される日本産業第五号投資事業有限責任組合が発行済株式の全部を所有するNAJホールディングス株式会社(以下「公開買付者」という。)による当社の普通株式(以下「当社普通株式」という。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」という。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

本公開買付けは2019年12月20日から2020年1月24日まで実施され、当社は本公開買付けが成立した旨の報告を公開買付者より受けました。

この結果、公開買付者が2020年1月31日(本公開買付けの決済の開始日)付にて、応募があった当社普通株式1,415,100株全てを取得する見込みとなり、当社の親会社は日本電気株式会社から公開買付者に変更となる予定です。

なお、本公開買付けは、当社普通株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も当社普通株式の 株式会社東京証券取引所市場第二部における上場は維持される方針です。

EDINET提出書類 日本アビオニクス株式会社(E01968) 四半期報告書

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 日本アビオニクス株式会社(E01968) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年 1 月30日

日本アビオニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 敬 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 雄二朗 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

て四半期レビューを行った。 四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、NAJホールディングス株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けが、2019年12月20日から2020年1月24日まで実施され、会社は本公開買付が成立した旨の報告を同社より受けている。この結果、同社が2020年1月31日付にて応募があった会社の普通株式全てを取得する見込みとなり、会社の親会社は日本電気株式会社から同社に変更される予定である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。